

インフォメーション

令和元年 12 月 1 日
税理士松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

給与所得控除・基礎控除の改正について

「令和2年度～」

平成 30 年度の税制改正によって、令和 2 年分の給与等から所得税を計算する際の控除額が変わります。

1. 給与所得控除の改正

- ① 給与所得控除額が、一律 10 万円引き下げられます。
- ② 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を 850 万円、その上限額を 195 万円にそれぞれ引き下げられます。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40%	その収入金額×40% -10万円
180万円超 360万円以下	その収入金額×30%+18万円	その収入金額×30% +8万円
360万円超 660万円以下	その収入金額×20%+54万円	その収入金額×20% +44万円
660万円超 850万円以下	その収入金額×10%+120万円	その収入金額×10% +110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円
1,000万円超	220万円	

2. 基礎控除の改正

- ① 基礎控除額が、10 万円引き上げられます。
- ② 合計所得金額が 2,400 万円を超える給与所得者等については、その合計所得金額に応じた控除額が設定され、合計所得金額が 2,500 万円を超えると基礎控除の適用はなくなります。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円
2,500万円超	(所得制限なし)	適用なし

3. 所得金額調整控除の創設

子育て世帯等の税負担に配慮する観点から、給与等の収入金額が 850 万円を超えている人であっても、次のいずれかに該当する場合には「所得金額調整控除」を受けることができます。

- ① **23 歳未満の扶養親族を有するもの**
- ② 本人が特別障害者に該当するもの
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

【所得金額調整控除額の算出方法】 (最大で 15 万円)

給与等の収入金額（その給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合には 1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額を、給与所得金額から控除

(例) 給与等の収入金額が 950 万円の場合、

$$(950 \text{ 万円} - 850 \text{ 万円}) \times 10\% = 10 \text{ 万円 (所得金額調整控除額)}$$